教育実習生の受け入れに関する規程

- 1 原則として、本校卒業生であること。
- 2 受け入れの期間は原則として、次の2期とする。

前期: 6月(5月下旬~6月上旬)

後期:10月(9月下旬~10月上旬)

- 3 受け入れ数は、原則として各期間各教科2名以内とする。
- 4 申込者には、作文と面接を課す。
 - ① 「教員志望の動機」についての作文(600字程度)を提出する。
 - ② 教科主任と教務課教育実習担当者が作文を参照の上面接を行い、人物・ 適性・動機について確認する。
 - ③ 免許を取得するためだけでは受け入れない。(採用試験を受験する者とする)
 - ④ 動機の明確な者を優先する。
- 5 上記条件を充たすものについて、当該教科で審議し、最終的に校長が決定する。
- 6 申し込みの期間は以下とする。

前期:前年度の4月10日~6月30日

後期:前年度の7月 1日~9月30日

締切後、定員を超えた場合の選考は教務課と当該教科で行う。抽選により決定する 場合もある。

定員に満たない場合は、締切後でも受け付けることもある。

7 実習期間は原則2週間(実技教科は3週間)とする。

(中学校の免許取得のため3週間を希望する者も受け入れる)